

**令和 3 年度
兵庫県障害福祉審議会特別委員会
事例分析・課題検討
(障害者差別解消相談センター等の対応より)**

論点等提示資料

【障害者差別の事例分析】

- 事例 民間事業者において、どこまでの合理的配慮の提供が必要か

令和 3 年 8 月

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

民間事業者において、どこまでの合理的配慮の提供が必要か

主な論点

○民間事業者は努力義務(※)とされている合理的配慮の提供について、経営基盤の脆弱な個人事業者の場合、どこまでの提供が必要か。

○何の説明もせずに、一方的に電話を切るということは、障害者への不適切な対応ではないか。

※改正障害者差別解消法の施行までは、民間事業者は努力義務。公布日（令和3年6月4日）から起算して3年以内に施行。

【事案の概要】

- 1 聴覚障害のある相談者は、ぶどう狩りの予約のため、個人経営の小さなぶどう園に電話リレーサービス（聴覚障害者のためのオペレーターを介した電話）を利用し、電話をかけたところ、ぶどう園側から、ぶどう狩りの時に健常者はいないかを尋ねられ、いないと答えると、対応は無理だと言われ、説明もないまま電話を切られた。
- 2 なぜ、健常者がいないと、ぶどう狩りができないのか。どうして、障害者への対応は無理なのか理由を知らないままである。
- 3 何の説明もない上、合理的配慮の提供を検討することなく、一方的に電話を切るということは、障害者への不適切な対応ではないのか。

【考察のポイント】

- 1 合理的配慮の提供について、民間事業者は努力義務とされている。経営基盤が脆弱なため、障害者へ対応するスタッフを確保するなどができない、小さな個人事業者にとって、合理的配慮の提供にあたり、どこからが社会的障壁を除去するための過重な負担と言えるのか。
- 2 合理的配慮の提供の検討もままならないほど、小さな個人事業者だからといって、何の説明もせずに、一方的に電話を切るということは、障害者への不適切な対応ではないか。